

県南広域振興局長告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年11月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1（1）路線名 北上和賀線
  - （2）供用開始の区間 北上市和賀町煤孫10地割17番9地先から11地割35番5地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和2年12月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
    - イ 期間 令和2年11月27日から同年12月27日まで
- 
- 2（1）路線名 北上和賀線
  - （2）供用開始の区間 北上市和賀町煤孫16地割59番5地先から10地割20番19地先まで
  - （3）供用開始の期日 令和2年11月30日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
    - イ 期間 令和2年11月27日から同年12月27日まで